

善光寺表参道ウォークブル推進事業支援業務委託
公募型プロポーザル実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、「善光寺表参道ウォークブル推進事業支援業務委託」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等について、必要な事項を定めるものとする。

(業務の概要)

第2 業務の概要は、次のとおりとする。

- (1) 業務名称 善光寺表参道ウォークブル推進事業支援業務委託
- (2) 業務目的 別紙「善光寺表参道ウォークブル推進事業支援業務委託仕様書」のとおり
- (3) 業務内容 別紙「善光寺表参道ウォークブル推進事業支援業務委託仕様書」のとおり
- (4) 業務期間 契約締結日から令和10年3月31日まで
- (5) 業務委託費
 - ア 上限額は、18,000千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。
 - イ 最低制限価格は設定しないものとする。
 - ウ 令和8年度分の支払額は8,000千円を上限とする。

(プロポーザル方式の採用理由及び選定方式)

第3 本事業は、標準的な実施方法が確立されていないことから、事業者の専門的な知識、企画提案力、業務の経験・実績など価格以外の要素を含めた総合的な観点から判断する必要があるため、プロポーザル方式を採用する。

- 2 選定方式は、企画提案書及びプレゼンテーションにより、その内容等を総合的に比較検討し、最も適格と判断される事業者を優先交渉権者として選定する公募型プロポーザル方式とする。

(実施スケジュール)

第4 本プロポーザルの実施スケジュール予定は、次のとおりとする。

- (1) 実施の公告 令和8年4月6日（月）
- (2) 質疑の受付 令和8年4月13日（月）午後5時まで
- (3) 質疑に対する回答 令和8年4月7日（火）から令和8年4月16日（木）
- (4) 参加申請書の受付 令和8年4月6日（月）から令和8年4月20日（月）
午後5時まで
- (5) 参加資格の審査結果通知 令和8年4月23日（木）
- (6) 企画提案書の受付 令和8年4月24日（金）から令和8年5月7日（木）
午後5時まで
- (7) プレゼンテーションの詳細連絡 令和8年5月12日（火）

- | | |
|------------------|--------------|
| (8) プレゼンテーションの実施 | 令和8年5月19日(火) |
| (9) 選定結果の通知 | 令和8年5月20日(水) |
| (10) 仕様の協議及び見積 | 令和8年5月下旬 |
| (11) 契約締結 | 令和8年6月下旬 |

(参加者に求められる資格要件)

第5 本プロポーザルの参加資格として、以下の要件をすべて満たす者とする。

(1) 一般的(共通)事項

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 長野市物品・製造等競争入札参加資格者名簿に登載されていること、または、名簿に登載されていない者が優先交渉権者となった場合は、契約の締結前に同名簿への登載ができること。

ウ 長野市建設工事等入札参加者指名停止等措置基準(昭和60年5月1日制定)及び長野市物品等入札参加者指名停止等措置基準(平成18年4月1日制定)に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

エ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをされた者(更生手続又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

オ 市税その他市に納付すべき使用料、手数料等を滞納していないこと。

カ 長野市暴力団排除条例(平成26年長野市条例第40号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(2) 令和3年度以降(令和7年度受注分含む)に、国又は地方公共団体において、元請として次のア及びイの両方の業務を受注した実績を有すること。

ア ウォークアブルなまちづくりにおけるビジョンや計画策定に関する業務

イ ウォークアブルなまちづくりを目的とした公共空間活用社会実験の支援業務

(3) 次の条件を満たす管理技術者、照査技術者及び担当技術者を配置すること。

なお、各技術者は参加者と正規雇用関係にあること。

ア 管理技術者

技術士(総合技術監理部門:建設一都市及び地方計画又は建設部門:都市及び地方計画)又はRCCM(都市計画及び地方計画)の資格保有者で、同種業務の実績を有する者とし、照査技術者及び担当技術者を兼ねることができない。

イ 照査技術者

技術士(総合技術監理部門:建設一都市及び地方計画又は建設部門:都市及び地方計画)又はRCCM(都市計画及び地方計画)の資格保有者で、同種業務の実績を有する者とし、管理技術者及び担当技術者を兼ねることができない。

ウ 担当技術者

資格を問わないが、仕様書等に基づき適正に業務を実施する者とする。

- (4) 本業務には2以上の者の連帯によって結成される共同企業体方式によることができるものとする。この場合、共同企業体協定書（様式4）を参加申請書等の提出期限までに提出すること。

ただし、共同して参加する事業者は上記(1)の参加要件を満たさなければならない。

また、上記(2)の要件については共同企業体の代表者の実績、上記(3)のア 管理技術者については共同企業体の代表者に所属する者とする。

(質疑及び回答)

第6 質疑及び回答は、次のとおりとする。

- (1) 受付方法

本プロポーザルの実施（本実施要領及び仕様書の内容）に関する質問については、質問書（様式1）を電子メールに添付し「第13 事務局」宛てに送信したうえ、着信確認の電話連絡をすること。

- (2) 受付期間

令和8年4月6日（月）から令和8年4月13日（月）午後5時まで

- (3) 回答方法

質問者名等を伏せて長野市ホームページにおいて公表する。

- (4) 回答日

令和8年4月7日（火）から令和8年4月16日（木）まで

随時、速やかに回答するが、令和8年4月13日（月）に受け付けたものは、令和8年4月16日（木）までに回答する。

- (5) その他

ア 電話並びに口頭による質問、指定の様式によらない質問書及び受付期間を過ぎた質問書は、受け付けない。

イ 質問書の内容について不明な点等がある場合は、質問者に対し事務局から電話等で確認を行う。

ウ 電子メールの件名は、「善光寺表参道ウォークブル推進事業支援業務委託に関する質問」とすること。

(参加申請書等の提出)

第7 参加申請書等の提出は、次のとおりとする。

- (1) 提出書類

ア 参加申請書（様式2）

イ 業務実績調書（任意様式） 第5(2)の実績について全て記載
各業務の概要について記載するものとする。ただし、共同企業体による場合は代表者の実績のみを記載すること。

ウ 契約書の写し（上記イが確認できるもの）

エ 配置予定技術者（様式3）

オ 業務実施体制（任意様式）

カ 共同企業体協定書（様式4）

(2) 提出期間

令和8年4月6日（月）から令和8年4月20日（月）午後5時まで

(3) 提出部数 各1部

(4) 提出場所 「第13 事務局」と同じ

(5) 提出方法

持参又は郵送より提出すること。ただし、郵送の場合においては、本市への送達が可能である書留等によるものとし、提出期限までに事務局に到達したものを有効とする。

(6) 業務実施体制の記載内容

ア 本業務における実施体制（組織体制）

イ 本業務に配置予定の職員・技術者の担当者表、担当者の資格、実績など
なお、実績については第5(2)の実績をすべて記載すること。

(7) 参加資格の審査結果通知

参加申請書を提出した者には、令和8年4月23日（木）午後5時までに電子メールにて審査結果を通知する。

なお、参加申請書の提出者が6者以上である場合は、上記(1)イの実績を基に提出者の順位付けを行い、上位5者程度を選定する。

(8) その他

必要書類が揃っていないもの、提出期間を過ぎたものは、受け付けない。

（企画提案書等の提出）

第8 企画提案書等の提出は、次のとおりとする。

(1) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式）

イ 見積書及び積算内訳書（様式5）

見積書には、別紙「善光寺表参道ウォークブル推進事業支援業務委託仕様書」に基づく積算金額を記入すること。

(2) 提出期間

令和8年4月24日（金）から令和8年5月7日（木）午後5時まで

(3) 提出部数 各8部

(4) 提出場所 「第13 事務局」と同じ

(5) 提出方法

持参又は郵送より提出すること。ただし、郵送の場合においては、本市への送達が可能である書留等によるものとし、提出期限までに事務局に到達したものを有効とする。

(6) 企画提案書の記載内容

ア 本市が目指す善光寺表参道（中央通り）を軸としたウォークブルなまちづくりの方向性及び、その実現に向けた仕組みづくりや合意形成プロセスの

提案について。

イ 参加者が受注した場合の本市へのメリットやアピールポイント、参加者独自の取組みや追加提案について。

(7) その他

ア 提出期限までに企画提案書の提出がない場合は、辞退したものとみなす。

イ 企画提案書の分量は指定しないが、プレゼンテーションの説明時間を考慮し、要点をまとめたものとする。

ウ 企画提案書の表紙の右上部分に、令和8年5月12日（火）の通知において交付する整理番号を記載すること。

エ 企画提案書には、会社名、住所、氏名、ロゴマーク等、参加者を特定できる表示を一切付してはならない。

(提案内容の審査及び結果通知)

第9 提案内容の審査及び結果通知

(1) 提出された企画提案書の内容説明及び質疑応答を求めため、プレゼンテーションを実施する。(非公開)

ア 実施日時 令和8年5月19日（火）午後1時30分から

詳細な時間については、参加申請書に記載したメールアドレス宛てに電子メールで令和8年5月12日（火）に通知する。

イ 実施場所

長野市大字鶴賀緑町1613番地 長野市役所第二庁舎7階 会議室271

ウ プレゼンテーションに参加しない場合、又は災害や交通機関の事故等、やむを得ないと判断される正当な事由がなく、指定時刻に遅れた場合は、失格とする。

エ 1者のプレゼンテーションの説明時間は、20分以内とする。

また、質疑応答時間は、10分以内とする。

オ 出席者は3名以内とし、業務実施体制に記載されている管理技術者は必ず出席すること。パソコン等を使用して説明する場合は、スクリーン及びプロジェクターは本市で用意するが、それ以外のは参加者が用意すること。

(2) 企画提案書及びプレゼンテーションを基に「長野市善光寺表参道ウォークブル推進事業支援業務委託事業者選定委員会」において審査する。

ア 各委員は、提案内容を評価項目ごとに評価し、「別表1」の評価基準に基づき採点し、合計得点の高い順に参加者の順位を決定する。

イ 順位により順位得点を配点する。

ウ 優先交渉権者の決定

各委員の順位得点を集計し、得点が最も高い参加者を優先交渉権者、その次に高い参加者を次点者として決定する。ただし、得点が最も高い参加者が複数ある場合は、委員の協議により選定するものとする。

(3) 各参加者には、参加申請書に記載したメールアドレス宛てに電子メールで選定結果等を通知する。通知日は令和8年5月20日（水）とする。

- (4) 選定委員会は非公開とし、審査及び選定の結果に対する異議申し立ては受け付けない。
- (5) 選定結果の公表
本プロポーザルにおける選定結果の公表内容は、以下のとおりとする。
なお、下記ウについては、参加者名を伏せたうえで公表する。
 - ア 優先交渉権者の名称
 - イ 参加者数
 - ウ 全参加者の評価点

(仕様の協議、見積及び契約の締結)

第10 仕様の協議、見積及び契約の締結は、次のとおりとする。

- (1) 優先交渉権者として決定した者と業務の詳細や契約の締結に関して必要な協議を行い、委託契約の交渉を行う。
- (2) 優先交渉権者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合又は優先交渉権者の失格事由若しくは不正と認められる行為が判明した場合は、順次、次の順位以降の者を繰り上げて、その者と契約の交渉を行う。
- (3) 契約内容は、仕様書及び企画提案書に基づき、本市と受託者が協議のうえ決定する。
- (4) 契約手続は、長野市契約規則及び関係規程に定めるところによるものとする。
- (5) 本市は、契約締結後においても受注者が本提案における欠格事由又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。

(提出書類の取り扱い)

第11 本プロポーザルの実施に当たり、参加者が本市へ提出する書類の取り扱いは、次の通りとする。

- (1) 提出されたすべての書類は、返却しない。
- (2) 提出期限後の差し替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出書類は、本プロポーザルの実施以外の目的には使用しない。
- (4) 提出書類は、原則として公表しない。ただし、長野市情報公開条例（平成13年9月25日条例第30号）に基づく公開請求があった場合は、参加者が事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報を除き、この限りでない。
- (5) 提出書類は、本プロポーザルの実施に当たり必要な範囲において、複製を作成することがある。

(その他)

第12 その他、本プロポーザルに関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 著作権及び使用権が第三者に帰属するものを無断使用しないこと。使用上の問題が発生しても、本市は責任を負わない。
- (2) 提出書類の作成等、本プロポーザルの参加に要する費用は、全て参加者の負

担とする。

- (3) 本プロポーザルの参加申請書を提出した後、参加を辞退する場合には、速やかに持参又は郵送又は電子メールの方法により、参加辞退届（任意）を「第13事務局」へ提出すること。電子メールの場合は、到着確認をすること。
- (4) 提出された企画提案書の著作権は参加者に帰属するものとし、参加者に無断で使用することはない。
- (5) 次のいずれかに該当した者は、失格とする。
 - ア 第5の「参加者に求められる資格要件」の要件を満たさない者
 - イ 正当な理由がなくプレゼンテーションに不参加もしくは遅れた者
 - ウ 見積書において、第2の「業務の概要」に示す業務委託費の上限額を超える金額を提示した者
 - エ 提出書類に虚偽の記載をした者
 - オ その他、本プロポーザルの実施に当たり、不正もしくは妨害行為を行い、又は公序良俗に反する行為を行った者

(事務局)

第13 本プロポーザルに係る庶務等の事務手続を行うため、次のとおり事務局を設置する。

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地

長野市都市整備部 都市計画課 計画担当（長野市役所第二庁舎5階）

担当者：中澤・依田

電 話：026-224-5050（直通）

F A X：026-224-5111

E-mail：toshikei@city.nagano.lg.jp

H P：<https://www.city.nagano.nagano.jp/menu/7/2/7/6/1/index.html>

善光寺表参道ウォークابل推進事業支援業務委託 プロポーザル評価基準

No.	区分	評価項目	評価基準	評価得点
1	計画策定等に関する実績	類似業務実績	・類似業務における実績があり、十分な経験やノウハウ等を持っているか。	10
2	業務履行体制	実施体制と職員の能力	・従事予定スタッフは他自治体等における類似業務に携わった実績があるなど、本業務の円滑な実施が期待できる経験やノウハウが構築されているか。	10
3	提案内容	関連計画の把握と理解	・本業務の背景及び関連計画における本業務の位置付けを十分に理解し、それらを踏まえた提案であるか。	10
		エリアの特性・現状を踏まえた企画・提案	・エリアの特性、現状（課題等）を的確に捉え、専門的見地による提案に加え、従来の思考に捉われない発想や視点があるか。	20
		提案の実現性	・事業推進に係るステークホルダーを的確に捉え、合意形成プロセスなど、提案内容に説得力がある実現可能な提案であるか。	20
4	プレゼンテーション	資料作成能力	・提案資料について、的確な文章表現、作図等の創意工夫、重点箇所の整理方法等は分かりやすく、説得力があるか。	10
		プレゼンテーション能力・提案意欲	・プレゼンテーションは分かりやすく、説得力があるか。 ・業務に対する取組意欲、熱意が感じられるか。	10
5	提示見積額		配点（10）×（全参加者のうち最も低い提示見積額※1/当該参加者の提示見積額）＝得点 ※2	10
6	その他		上記以外で評価できる点があれば加点する。	10

※1 全参加者のうち最も低い提示見積額が、あらかじめ設定した下限額を下回る場合は下限額にて算出する。

※2 得点結果（小数点以下）は、小数点第二位を切り捨て、少数第一位まで取り扱う。

(様式1)

善光寺表参道ウォーカブル推進事業支援業務委託公募型プロポーザル

質 問 書

令和 年 月 日

長野市長 荻原健司様

所在地

名称

代表者職氏名

善光寺表参道ウォーカブル推進事業支援業務委託公募型プロポーザルについて、次のとおり質問します。

質 問 事 項	
------------------	--

連絡担当者

所属

氏名

電話

FAX

電子メール

※質問がない場合は、提出不要です。

(様式2)

善光寺表参道ウォーカブル推進事業支援業務委託公募型プロポーザル

参加申請書

令和 年 月 日

長野市長 荻原健司様

所在地

名称

代表者職氏名

当法人は、善光寺表参道ウォーカブル推進事業支援業務委託公募型プロポーザルの実施要領の条件により、プロポーザルへの参加を申し込みます。

1 連絡担当者

所属

氏名

電話

FAX

電子メール

(様式3)

善光寺表参道ウォークブル推進事業支援業務委託公募型プロポーザル

配置予定技術者

区分	管理技術者		
氏名		経験年数	
保有資格	(資格名) (部門) (取得年月日)		

区分	照査技術者		
氏名		経験年数	
保有資格	(資格名) (部門) (取得年月日)		

区分	担当技術者		
氏名		経験年数	
保有資格	(資格名) (部門) (取得年月日)		

備考1 保有資格を証明する写しを添付する。

(様式4)

.....共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) 長野市長 荻原健司 発注に係る 善光寺表参道ウォークアブル推進事業支援業務委託 (以下、単に「受託業務」という。)
- (2) 前号に付帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、.....共同企業体 (以下「企業体」という。) と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を.....に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、令和.....年.....月.....日に成立し、の契約の履行後.....か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地

会社名

所在地

会社名

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、.....を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、受託業務の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに委託料の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(分担受託額)

第8条 各構成員の受託業務の分担は、次のとおりとする。ただし、受託業務について発注者と契約内容の増減変更があった場合は、それに応じて分担の変更があるものとする。

(様式4)

..... 株式会社
..... 株式会社

2 前項に規定する分受託額については、運営委員会で定める。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに受託業務の基本に関する事項、資金管理方法その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、受託業務の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担受託業務の進捗を図り、受託業務の履行その他の受託業務の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、.....とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の負担)

第12条 構成員は、その分担受託のため、運営委員会の定めるところにより、必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の割合)

第13条 本受託業務の履行中に発生した共通の経費等については、分担受託額の割合により運営委員会において各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担受託に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(様式4)

(履行途中における構成員の脱退に関する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が受託業務を完了する日までは脱退することができない。

(履行途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが履行途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担受託業務を履行するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退した場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該受託業務について種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない場合には、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

..... 外 者は、上記のとおり.....共同
企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書.....通を作成し、各通に構成員が記名捺印し各自所持するものとする。

令和 年 月 日

共同企業体代表者 所在地.....
商号.....
代表者.....^⑨

共同企業体構成員 所在地.....
商号.....
代表者.....^⑨

(様式5)

善光寺表参道ウォークブル推進事業支援業務委託

見積書

令和 年 月 日

長野市長 荻原健司様

所在地
名称
代表者名

善光寺表参道ウォークブル推進事業支援業務委託料について、下記のとおり見積りいたします。

見積金額										円
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

消費税及び地方消費税 10%含む

※ 見積額の内訳書等の詳細について、別途資料を添付すること（任意様式）